

ID: 34

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町公民館条例 第3条第1項		
例 規 番 号	昭和55年条例第10号		
【基準】			
第3条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。 (使用許可)			
第3条 公民館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。			
2 教育委員会は、公民館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可してはならない。			
(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認めるとき。			
(2) 施設又は設備を毀損するおそれがあると認めるとき。			
(3) その他公民館の設置の目的に反すると認めるとき。			
(使用等の制限)			
第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。			
2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可等の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可等をしてはならない。			
3 使用等許可権者は、既に公の施設の使用等の許可等をした場合において、当該許可等に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可等を取り消し、又は当該許可等に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用者等に損害が生じることがあっても、使用等許可権者は、その責めを負わない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日